

平成 30 年 5 月 17 日入札執行案件における最低制限価格の算出誤りについて

香芝市水道事業において平成 30 年 5 月 17 日に執行した一般競争入札 5 件について、最低制限価格の算出に誤りがあることが判明しました。

下記のとおり、本件の経過及び対応等をご報告申し上げます。

このような事態が発生したことにつき、関係各位に深くお詫び申し上げますとともに、同種事案の再発防止に努めてまいります。

1. 経過及び事案の概要

平成 30 年 5 月 17 日に執行した管工事に係る一般競争入札 5 件については各落札者と同月 24 日に契約を締結していますが、同年 6 月 19 日、最低制限価格の算出過程に誤りがあることが分かりました。

2. 原因

最低制限価格を算出する過程で設計額と異なったものを入力していたこと、また、算出作業は 1 名の担当者によりすべて行われており、上席の職員が確認する等のチェック体制が確立されていなかったため発生しました。

3. 対応

今回対象となる各案件の入札及び契約については有効であり、原契約を維持し、再入札等はありません。

なお、水道事業の管工事において最低制限価格制度を導入した平成 29 年度以降に入札を実施した 19 件について再調査を行った結果、今回対象となる 5 件以外に誤りがないことを確認しております。

4. 再発防止対策

設計担当課長から設計内容を直接、入札担当課長が受け取り、それを基に複数の担当者で十分に注意を払いながら最低制限価格を算出し、さらに検算を行い、最終的に入札担当課長においても確認を行います。